

亀山市告示第 2 1 5 号

亀山市税条例（平成 1 7 年亀山市条例第 5 0 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 8 年亀山市告示第 1 2 9 号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が平成 2 8 年 4 月 1 4 日から平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日までの間に到来するものについて、平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日とする。

平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日

亀山市長 櫻 井 義 之

都道府県名	地 域
熊本県	熊本市 阿蘇郡西原村 阿蘇郡南阿蘇村 上益城郡御船町 上益城郡益城町